

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた
17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

青木道彦*

Religious Situation in Two Counties of Northwest England
in the Middle of Seventeenth Century, Studied Mainly through Two
Autobiographies by Presbyterian Ministers There (I)

Michihiko AOKI

Abstract

The purpose of this article (I) is to examine the religious situation in Cheshire and Lancashire during the Civil Wars and under the Commonwealth in the middle of seventeenth century. For this purpose the present writer studied two autobiographies of Presbyterian ministers (Adam Martindale and Henry Newcome) rather in detail and showed the difficulties they had faced in establishing Presbyterian church government.

The present writer will contribute a following article (II) examining the situation under the Protectorate and after the Restoration to the next volume of this Journal.

Key words: Presbyterian, Independent (= Congregationalist), Civil War, National (= public) ministry, Voluntary Association

1. はじめに

アダム・マーティンデイル Adam Martindale (1623-86), ヘンリ・ニューカム Henry Newcome (1627-95) は共にチェシャー、ランカシャー（地図1参照）で活動した長老派聖職者であり、彼らの自伝は19世紀に公刊されていて、多く引用されている有名なものである。

*教授 西洋史

青木道彦

この地域はエリザベス時代でもなお、プロテstantt信仰が十分には浸透せず、全イングランドの四分の一のカトリック教徒がこの地域（ほぼチェスター主教管区に相当）に居住していたとされている。⁽¹⁾そのためエリザベス時代以来この主教管区を含むイングランド北部のヨーク大主教管区では、カトリック勢力に対抗するため国教会の礼拝様式に多少とも批判的なピューリタンとも協力して、プロテstantt信仰の浸透・定着を図っていたが、17世紀半ばにいた

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

ってもカトリック勢力はなおこの地域で強力であった。

1640年代にいたってもランカシャーの8執事管区 Deanery の中でマンチェスター執事管区のみで、数の上でピューリタンがカトリックを上回るだけで、他では全てカトリックが上回っていた。州全体では当然アングリカン（=国教徒）が6割近くをしめていたものの、アマウンダネス執事管区にいたってはカトリックが5割近くをしめ、アングリカンさえも上回っていたのであった。⁽²⁾ チェシャーでも南部のマルパス、バンブリ中心に（地図2参照）カトリックの

強い地域もあったが、ランカシャーほどではなかった。⁽³⁾一方チェシャーでピューリタンがやや強い地域はマン彻ターに隣接する州東部であり、両州の隣接するこの地域こそヘンリイ8世以来の宗教改革が最も早く定着した所で、ピューリタンの活動の中心であった。この地域は商工業も発展しており首都ロンドンとの交通もさかんでその影響を受けたためであると考えられている。⁽⁴⁾

本稿の二人の聖職者の活動の舞台もほぼこの地域であり、本稿は革命の内戦期から共和政期に一時的にイングランドの宗教上の主導権を握ったピューリタンが、その伝統的な本拠地でその主導権どのように發揮して行き、やがて挫折するかを二人の聖職者の自伝から探って行こうとするものである。⁽⁵⁾筆者はこの時期の両州の宗教状況の全体像を描きだすこと目的とするものではない。筆者のめざすものは、いわゆる長老派（以下、宗教上の長老派をさす意味でのみ用いる）の実態確認である。こうした作業が必要であると筆者が考える理由を以下に述べてみたい。内戦期にスコットランドとの同盟である＜厳肅な同盟と盟約＞が結ばれたことから、イングランド議会により急ぎ長老教会設立の方向が打ち出された。これは主教制国教会に代つて国定教会となるべきものであったが、長老教会主義者が長い運動や努力を重ねて建設したものではなく、主教制国教会の聖職者の大部分も新しく設立された国定長老教会でも、その職にとどまったのであった。

勿論、内戦期に明白に国王派に加担した者、主教制国教会で要職にあった者やく共通祈祷書＞に基づく礼拝などに強く執着する者は、新しい国定長老教会から一応排除された。またこの新国定長老教会で少数の独立派会衆主義者も正規の聖職についていたが、⁽⁶⁾彼らを除けば全ての聖職者が長老教会主義者だったとは到底考えられない。その中から王政復古後に復活した主教制国教会にかなり多くの者が復帰している。それでは長老教会主義者であったという意味で＜真の長老派＞とは、どの範囲までなのかについては、筆者もかつて多少の整理を試みたが、⁽⁷⁾本稿で検討する二人は1672年の国王の＜信仰自由宣言＞の下で、自ら長老派として説教許可を受けているので筆者のやや限定的な定義でも一応＜真の長老派＞とみなし得る者である。こうした状況であるからこの時期の長老派を論じる場合には、個々の聖職者の生き方のかなり細部にわたって分析を進めなければ、長老派の実態を確認することはできないと筆者は考えているのである。

ランカシャーはロンドンとならんで完全に近い形で長老教会体制を樹立した州とされているが、隣接のチェシャーはそれほど十分にはその体制を樹立できたように思われないし、長老教会のクラス組織表は全く残されていない。⁽⁸⁾こうした相違が生じたことについては、自伝のみでは十分には分析できないので他の文献も援用して多少検討を進めたい。以下の分析はど

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

うしてもマーティンデイルの自伝を主要な材料とすることになるが、それは彼の自伝の方がニューカムのそれに比べて当時の重要な事件を正面から取り上げて叙述し、自分の態度もかなり明確に示しているからである。ニューカムは自分の身辺の交友や牧会を中心に叙述しており、当時の重要な事件に対する態度が明確に示されていない憾みがある。こうした相違がどこから生じたかについては、次稿（II）で多少論じてみたいと考えている。ともあれほぼ同時代に同じ地域に生きた二人の聖職者の自伝から、やや細部にわたって共和政期までに長老教会が直面した問題を探ることが本稿の課題である。

2. 内戦から共和政成立まで（1640年代）

1620年代生まれのこの二人の聖職者の自伝は、1630年代後半にいたるまでは、家族など身辺の叙述に終始していて、1629年以来の無議会政治の下で緊張していた地方社会の状況を窺い知ることはできない。マーティンデイルの父はランカシャー西部のプレスコットの富裕なヨーマンであったが、個人的な失敗で資産の大半を失い彼は10代後半から労働せねばならず、フリー・スクールでの勉学も中断しがちであった。⁽⁹⁾ 彼の故郷はカトリック勢力の強い地域であった。ニューカムの父はケンブリッジ出身の聖職者でハンティンドン州の教区牧師 rectorとして勤務していたが、彼は10代後半に両親を失い兄から教育を受けた。⁽¹⁰⁾ マーティンデイルは家計が苦しい中でも大学進学をめざして勉学を続けていたが、1630年代末の主教戦争以来の混乱で希望していたオックスフォード進学は不可能になり、16歳で家庭教師を務め、1642年内戦開始の頃には学校教師となって、なお勉学への希望をもち続けていた。⁽¹¹⁾ 一方ニューカムは居住地が大学に近かったため、ケンブリッジ大学セント・ジョンズ・カレッジに1644年に入学できたが、このカレッジのこの年の入学生はわずか9名であった。彼はここで敬虔なフェローのZ.コウドリィの指導を受けた。⁽¹²⁾

内戦開始で大きな影響を受けたのはマーティンデイルの一家であった。それまでこの両州で大きな権力をふるっていたダービイ伯⁽¹³⁾が州内外のカトリック勢力も加わっていた国王側に加担し、そのためピューリタンは勿論、稳健な主教制支持者までが議会側に加担したのがランカシャー内戦の特色であった。彼の一家は国王軍の略奪や差押えを受け、兄は兵員に強制徴発された。一家はなるべく議会側・国王側のいずれにも加担しないようにしていたが、やがて止む得ず議会側の保護を受けるようになった。⁽¹⁴⁾ 1642年には国王軍のマンチェスター攻囲があり、その地のピューリタンや稳健主教制派が議会軍の士気を鼓舞するために活躍し、この地を防衛することに成功させた。⁽¹⁵⁾ これに比べると大学内で多少の対立はあったものの勉学を続

けられただけニューカムは幸運であった。⁽¹⁶⁾ 在学中のニューカムも教職についていたマーティンデイル（1642年後半には危険を避けてレインフォードの職に移っていた）も、共に1643年以降には署名を求められるようになった＜厳肅な同盟と盟約＞に署名した模様である。この点は二人の自伝には明示されていないが、教職や学籍を維持したことからみて署名したものと思われる。さらにマーティンデイルは議会側から徵兵に応じるように求められたが、彼は聖職や教職にある者はそれには応じられないとしたため、議会軍のムーア連隊（John Moore 指揮）の軍隊の書記兼従軍牧師という非戦闘員として勤務することになった。彼は国王側のルパート⁽¹⁷⁾軍のリヴァプール占領で国王軍の捕虜となり1644年夏9週間拘禁されたのであった。⁽¹⁸⁾

しかしマーティンデイルはこの年8月には、チェシャーに新設されたグラマー・スクールで教職に復帰することができ、再び大学進学に備えて古典語・論理学・神学などを学び始めた。⁽¹⁹⁾ この頃国王側に加担した聖職者などが次々に職を追われ、議会側はその補充を図らねばならぬことになり、まず学校教師にその人材が求められたのであった。1646年マーティンデイルはマン彻スターの聖職者委員会から説教資格を認められて、ランカシャーのミドルトンで初めて説教を行い、4月にマン彻スター近郊ゴートンの礼拝堂 chapel の説教者となった。これはまだ叙任 ordination を受けていない＜採用予定者＞ expectant としての就任であった。この年10月ランカシャーでは議会法令に基づく長老教会クラシス組織が、ひとまず完成されたのであった。⁽²⁰⁾

一方4歳年下のニューカムも1647年にはケンリッジを卒業せぬまま、チェシャーのコングルトンで学校教師となり、その近隣で説教も始めていた。翌48年2月にはセント・ジョンズ・カレッジで学位を取得して卒業した。⁽²¹⁾ この頃、長老教会体制には全面的には服従できないとする独立派会衆主義者（以下これを独立派とする）とこの教会体制の正当性を主張する長老派の間でランカシャー・チェシャー両州でも激しい論戦が起こっていた。この独立派・長老派の論戦はウェストミンスター宗教会議ではすでに数年前から起っており⁽²²⁾ それが各地で長老教会体制の設立がまさに進められようとしたこの1646年頃に、地方にも拡がってきたのであった。この二州における論戦は主として独立派のサミュエル・イートン⁽²³⁾ と長老派のリチャード・ホリンワース⁽²⁴⁾ らの間で行われ、長老派側が独立派の「会衆教会の行き方」 congregational way への疑義をただし、独立派がこれに答えて自らの立場を弁護すると、長老派が再度批判を発表するという形で進められた。⁽²⁵⁾

この二州における論戦についてマーティンデイルはかなり詳述しているが、ニューカムはほとんど触れていない。こうした相違が生じたのは、おそらく次のような事情によるものであろう。マーティンデイルが勤務していたゴートン礼拝堂に前に在職していたジョン・ウィガン⁽²⁶⁾

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

が独立派であった上に州境をチェシャー側に越えて数マイルのダキンフィールドには前記のS. イートンの会衆教会があって、その影響はゴートンにも及んでいた。彼はどうしても長老派・独立派の論戦に関心を持たざるを得なかったと思われる。⁽²⁷⁾

彼は新しく設立された長老教会体制も決して無批判に受けいれていたのではないことは後述するが、他方独立派の会衆教会の行き方にも次の6点で明確に批判的であった。①明白なく教会契約> Church Covenantを行うこと ②俗人の<才能ある仲間> gifted brethrenによる説教 ③会衆から選ばれた者による<按手> imposition of hands ④会衆の任意拠出による聖職者の扶養 ⑤会衆教会の行き方に従わぬ者には敬虔な者にも聖餐を拒むこと ⑥聖職者を会衆の意思に服従させるやり方 しかし彼はS. イートンとの論戦でホリンワースが強調した法令で定められた長老教会こそ唯一の国家教会であるべきで、これに反する会衆教会を許容することはできないという論理をここに出していくことが注目される。マーティンデイルは独立派聖職者の学識や敬虔には敬意を払っており、彼の望むところは長老派・独立派の協調・共存であったと思われる。⁽²⁸⁾ 両派の論戦をみると、中央での論戦に活躍したT. グッドウィンら『弁明の言葉』を提出した5名の独立派⁽²⁹⁾ がいずれも教区教会で正規の聖職についていたのに対して、この地方のダキンフィールド会衆教会の独立派は教区とは全く別の会衆組織をつくっていたことが対照的である。マーティンデイルの周辺では前記のウィガンがT. グッドウィンらと同様の活動をしていた。

ランカシャーの長老派聖職者の中にも独立派などにかなり寛大な態度を示す者もいた。その一人がウェストミンスター宗教会議の代表であったR. ヘイリックであるが、彼の場合は独立派だけでなく主教制派にも寛大な態度をとるものであった。⁽³⁰⁾ 他方J. アンジャーの場合は新大陸で会衆主義者として活躍したジョン・コトンとも親しく、本人も一時新大陸への渡航を考えていただけにS. イートンらとの友好・協力を望んでいた。⁽³¹⁾

マーティンデイルはまだ正式に叙任されていない採用予定者として聖職についた上に、前任者が残した会衆主義の影響も残っていたため、⁽³²⁾ その牧会はきわめて苦労の多いものとなつた。彼は新設された直後のマンチェスター・クラシスの第1回集会（1647年2月）に、自らの叙任審査を申し出た⁽³³⁾ 上で、その第5回集会に、彼が長老教会の運営にあたって感じていた5項目の疑問点を提出したのであった。それは ①すでに教会に存在している執事 deacon が実際には長老の役割を果たすように聖書に定められているのではないか ②叙任されていない者が聖職者として活動してよいのか ③瀆神的な人物を譴責する権限はどこにあるのか ④我々の間の協議会が新しいクラシスの形をとると、それが神権的な教会体制となるという考えは簡単に納得できない ⑤このような多数の教会 churches や礼拝堂 chapels を一つのクラシ

スに編成することが正しいやり方なのか といった長老教会あり方の根本を問うものであった。⁽³⁴⁾ しかし彼の本当の疑惑や悩みは今一つ十分に信頼関係が出来上がっていない会衆に対して、教会の権威で任命されているからといって、正式に叙任もされていない自分が牧会者の権限を行使してよいかというものであり、教会内に会衆主義に心を寄せingで彼の牧会に心から従わぬ者がいたことによる悩みであった。⁽³⁵⁾ 疑念が解消されるまでクラシス集会に出席せぬとする彼の態度には青年の生硬さも感じられるが、納得できぬことに従わぬという彼の生涯を貫いた態度もみられる。⁽³⁶⁾

こうした彼のやや頑なとも思われる態度に対して、経験豊かな先輩は親切に個人的に相談にのっているが、⁽³⁷⁾ 彼はやや扱いにくい後輩だったようである。彼の叙任が大幅に遅れ、結局マンチェスター・クラシスから得ることができなかつたのは、彼のこのやや生硬な態度によるのか、彼が大学出身でなかつたことによるのかは、定かではない。彼の叙任は共和政が成立する頃になってようやく得られたのであるが、この点については後述する。そうしたところへ彼をチェシャーのロサーンの副牧師 vicar に招こうという動きがおこりチェシャーのバウデンのクラシスの審査も通つて、1648年10月にこの職についたが、彼が強く希望していた叙任には地元から反対が出てすぐには実現しなかつた。⁽³⁸⁾

この頃1648年8月にはニューカムはチェシャーのゲストリの代理牧師 curate として叙任を受けて、正規の長老教会の聖職者となることができた。彼がこの地位を得たのは彼の大学出身という学識もあるが、妻の一族ヘンリ・マナリングが地元の有力者であつて、彼を強力に推したことでも大きな役割を果たしたようである。⁽³⁹⁾ マーティンデイルと比べてかなり幸運な聖職者としての経歴の始まりであったように思われる。この頃までにランカシャーでは、ひとまず長老教会体制が設立されていったために、独立派との論戦や紛争も生じたのであったが、一方チェシャーの状況はどうだったのであろうか。ここでもかなり長老教会のクラシス組織が樹立されていたとする著作もある。⁽⁴⁰⁾ しかしやや間接的にクラシス組織の存在を示す事例があるので、ランカシャーのように二つのクラシスのほぼ完全な会議記録や州ごとの地域集会 Provincial Assembly の会議記録は全く存在していない。やはりロンドンやランカシャーなどの長老教会体制がチェシャーで設立されていたとは考えられない。それではランカシャーとチェシャーの相違はどこから生じたのか。先に述べたようにランカシャーでは州内最大の実力者ダービイ伯が、カトリック勢力も加わっていた国王側に加担したため、16世紀以来州内に強かつた<カトリックへの恐怖>が高まり、ピューリタンは勿論のこと州内のロード派⁽⁴¹⁾ ではない稳健主教制派の中心であったマンチェスター共住聖職者聖堂 Collegiate Church の聖職者なども議会側に加担して、カトリック勢力から身を守る立場をとった。こうしてエリザベス時代

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

以来ピューリタンと比較的良好な関係にあったランカシャーの稳健主教制派の国教会当局は、あまり抵抗感なくピューリタンと協力してランカシャーの長老教会設立を推進したのであった。

しかしチェシャーの国教会の中心はチェスター大聖堂 Cathedral であり、その幹部はピューリタンとはやや距離をおいていた。J. モリルによればチェシャーの内戦を戦い抜く主導権を握っていたのはサー・ウィリアム・ブリュアトン⁽⁴²⁾ や R. ダキンフィールドなど州内の議会派の中ではむしろ少数派であった戦闘的ピューリタンでだったとされている。⁽⁴³⁾ また彼らは独立派の会衆主義に好意的にダキンフィールドは自らの本拠地に S. イートンらに会衆教会を設立させた人物であった。またサー・ジョージ・ブース⁽⁴⁴⁾ などチェシャーの議会派の多数は少なくとも当初は、主教制の悪弊のみの是正を希望する稳健主教制派とも言える行動をとっていた。チェスター大聖堂を中心とした主教制国教会の首脳はほとんど聖職から追われ、わずかにその中から長老教会設立に活躍したは、ウェストミンスター宗教会議の代表となったジョン・レイ⁽⁴⁵⁾ のみで、内戦を主導した議会派の中心人物が会衆主義に好意的となると、チェシャーでは長老教会のクラス組織の設立促進を支えてくれる勢力が欠けていたように思われる所以である。

ランカシャー議会派の中で内戦期に中心となって活動した人物をあえてあげるとすればアレクサンダー・リゲビイとジョン・ムーアの二人⁽⁴⁶⁾ であろうが、彼らは他の議員を押しのけて主導権を握ったわけではなく、会衆主義を支援するような急進派ピューリタンでもなかった。多くの議会派議員は長老教会体制設立に協力的であり、前述したようにピューリタンとマンチェスター共住聖職者聖堂中心の稳健主教制派の協力によって、その組織設立は推進された。ここに両州の状況の相違の背景があったように思われる所以である。

1648年という時期には全国的には一つの大きな運動がおこってくるのであるが、ここではランカシャー・チェシャー両州の長老教会、さらに本稿で取りあげる二人の聖職者とこの運動の関わりについてまとめてみたい。1645年頃ロンドンの長老派は独立派や分派に対して反感を強めつつあったが、そうした宗教上の寛容に反対する心情は1646年のトマス・エドワーズの『ガングリーナ』 Gangraena⁽⁴⁷⁾ によって極端な形で表現されることになった。それまでの長老派・独立派の和解・協力を指向する動きは影をひそめ、独立派を再洗礼派や分離派などと一括して分派 sects として斥けようとする態度が表面に現れてきたのであった。⁽⁴⁸⁾ これに加えて1647年秋からレヴェラーズ Levellers が登場して、あらゆる分派に寛容を認めるようなく全般的寛容 > general toleration を主張するようになると、全国の長老教会体制設立が遅々として進まぬことに焦慮するロンドンの長老派が、この年末に『イエス・キリストの真実への…証言』 “A Testimony to the Truth of Jesus Christ …” (以下『証言』と略記)⁽⁴⁹⁾ という宣言を発表

した。これは<全般的寛容>に強く反対し長老教会体制の下での国民の信仰の統一を強く訴える文書になっている。このロンドンの『証言』に呼応して、翌48年にかけて全国十二の州あるいは地域から、この『証言』に賛意を表する『同意』『宣誓』などを主な表題とする文書が、各地の長老派から次々に出された。表題全部はきわめて長いので略記するが『チェシャーの証言』⁽⁵⁰⁾『ランカシャーの同意』⁽⁵¹⁾が両州から出された。この両州の文書では独立派に対しては、なお協調的な姿勢が示されているが、分派への<全般的寛容>には強く反対している。

こうした文書には署名者の氏名が付けられている。『チェシャーの証言』にはニューカムの署名はあるが、彼の自伝にはこの文書についての言及はない。一方マーティンデイルの署名は両州のいずれにもないし、彼の自伝にも両文書への言及はない。ただなお叙任を受けられぬ採用候補者にすぎなかった彼には、こうした文書への署名の要請がなかったということも考えられる。このようにこの1648年頃には分派への<全般的寛容>という長老教会の設立促進を妨げるような新しい問題もおこってきたのであるが、この問題は両州でまだあまり深刻ではなかったのか、この二人の自伝には、一方の文書の署名者であるニューカーカムを含めて、文書の存在にすら言及はないのである。

3. 国王処刑から共和政期（1653年）まで

1648年末のプライドの追放から翌49年1月の国王裁判、国王処刑という事態の展開は、全国の長老派に深刻な衝撃を与えた。彼らが拠り所としていた<厳肅な同盟と盟約>には国王の身の安泰が盟約されており、国王処刑はあり得ぬ筈であった。ランカシャー・チェシャー両州でも全国においても、長老派聖職者の国王処刑や新共和国への激しい批判がおこってくるのである。二人の自伝の中でもこうした行動はつねに<篡奪> usurpationと表現され、決して許されぬものとされている。ここに空位期には長老派聖職者はつねに<潜在的国王派>であったことの背景があった。数年間は共和国を非難する長老派聖職者とそれに応える共和政府側や独立派との間で<パンフレット合戦>⁽⁵¹⁾とも呼ばれる論戦が続いたのであった。

長老派の非難は国王処刑にのみ向けられていたのではない。新しい法令や規定が制定されたわけではないのに、事実として<宗教的寛容>が大幅に拡大したのに対して、共和国は法令で定められている長老教会設立の推進に意欲を示さなくなってしまった。こうした点にも長老派の批判は集中した。⁽⁵²⁾ この激動の時期にニューカムは例によって国王処刑についてのみ、わずか五行の感想を残しているだけであるが、⁽⁵³⁾いつも社会の動向をかなり詳細に叙述するマーティンデイルが、自分のロサーンの副牧師就任にも、彼が望む叙任にも重大な障害が出てい

た時期であったためか、この障害が一応解決される1649年夏まで、社会の状況についての叙述が途絶えてしまっている。⁽⁵⁴⁾

マーティンデイルはまず1648年10月マンチェスター・クラシス第26回集会にロサーン転出にあたって叙任を受けたいと申し出て、その審査課題も決められ人物証明 certificate も提出されたが、次の11月のクラシス集会には彼の叙任に反対する一部の教区民の書類が提出された。彼の就任を望む教区民からの手紙もクラシスに寄せられたが、なお彼の就任・叙任に強く反対するキングダートン卿一派⁽⁵⁵⁾の異議申立てが、このクラシスに対して1649年6月まで続いた。彼自身は前年秋に実質的にこの職につき、牧師館入居の許可も得ていたが、叙任だけはこの段階では得られていなかった。⁽⁵⁶⁾ そこでマーティンデイルはマンチェスター・クラシスから叙任を受けることを諦め、ロンドンに行ってその地のクラシスから叙任を受ける決心を固めた。そしてロンドン第八クラシスに叙任を申し込み、審査を受けた上、無事に叙任を受けることができた。⁽⁵⁷⁾ このロンドン行きの折りに彼はすでに出版許可を得ていた最初の著作が刷り上がって、これを受取ることができた。⁽⁵⁸⁾ 叙任を受けて戻ると彼に対する反対運動はおさまったが、反感はなお残ったようである。

共和政期に入って長老派はいかなる態度をとるべきかが彼らの間で論議され、他方できびしい共和政批判の論戦が続いていたが、やがて「国王と上院なしに樹立された共和国に誠実・忠誠であること」を誓う『誓約』Engagement⁽⁵⁹⁾への署名が18歳以上の国民に対して、共和国政府によって1650年10月から強制されることになった。一方政府側もそれまでに無制限の宗教的寛容を認めるものではないと宣言し、長老派との和解を図る公的な宣言も出していた。⁽⁶⁰⁾ かくして長老派聖職者は態度決定を迫られることになり、彼らの間で多くの討論が重ねられた。マーティンデイルもこうした討論に出席して、多くの大学出の聖職者を前に自分の意見を述べた。討論の焦点は現在の政府は篡奪者なのか、また篡奪者だったとしても、現在有効な統治を行っている政府には服従すべきではないかといった点にあったようであるが、マーティンデイルは大いに悩んだ末、署名する決心を固めて、近隣の6名の聖職者と共に署名した。⁽⁶¹⁾ あくまで署名を拒んだ聖職者も少なくなく、署名拒否を訴える著作を出した者もいた。しかしそうした者たちもあまりきびしい処罰を政府側から受けず、署名拒否という理由で聖職を追われた者はきわめて少数であった。

ニューカムはこの件についてはごく簡単に叙述し『誓約』Engagementという言葉も避けて、1650年クリスマスに「一文書」a paperに署名したと書いているのみである。⁽⁶²⁾ しかしその頃の彼の聖職者としての活動はきわめて充実したものであった。1650年4月チエシャーのガウズワースの牧師 rector となって、就任直後から彼が理想としていた聖餐受領資格の審査を導入し

ようとしたが、教区民のかなりの反発を粘り強く説得して、教区にこの方式を定着させることに成功したのであった。⁽⁶³⁾ この頃、宗教的寛容が共和政下で事実上大幅に拡大されたことによって、軍隊内の分派 army sectaries や俗人説教者の活動がさかんになり、独立派と軍隊の結びつきは一段と強まって、長老派を大いに悩ましていた J. ウィガンは独立派聖職者から軍人に転身し、議会軍将校であった T. バーチは配下の部隊を率いてマンチェスター共住聖職者聖堂に入り込み、その不動産権利証書 muniment を奪って長老教会を圧迫した。⁽⁶⁴⁾ 売却されたこの聖堂の一部を入手した J. ウィガンはここを自らの会衆教会の礼拝堂にしたのであった。

この 1649 – 50 年頃にはマーティンデイルも近隣の分離派と論戦をせねばならなかった。⁽⁶⁵⁾ すでに S. イートンは独立派会衆教会の本拠をダキンフィールドから近くのストックポートに移していたが、チェスター守備隊付き牧師となって一時この会衆教会を離れたため、俗人説教者（前述の gifted brethren）が一段と大胆な行動に出たようである。その一人 W. バレットは他の教区に出かけて行って教区聖職者の意向も無視して、次々に俗人説教を行っていた。これにはマーティンデイル、ニューカム共に大いに迷惑したようで、これを阻止して教区の秩序を保って行こうという決意を示している。ニューカムはバレットの名をあげてこの件を叙述し、⁽⁶⁶⁾ マーティンデイルは名はあげていないが、S. イートンに手紙を送って、そうした活動の制止を求めているのである。⁽⁶⁷⁾

ニューカムはさらにハリソンという名の宗教上の急進派の 1652 年の裁判について、かなり詳細に言及している。このハリソンという人物はソツツイーニ主義者あるいはクエイカーであると思われるが、⁽⁶⁸⁾ ニューカムら長老派聖職者は彼が誤った瀆神的な考え方を拡めているとして当局に告発し、彼は拘禁されて裁判が始まった。ニューカムの叙述によればチェスター総督スミスと熱狂的説教者スクレイターはハリソンを弁護し、⁽⁶⁹⁾ 治安判事の中にも彼の擁護に傾く者もいたが、チェシャーの実力者サー・W. ブリュアトンはこうした弁護論を斥けて、彼の再拘留決定を主導していった。⁽⁷⁰⁾ 独立派には好意的なブリュアトンも分派の社会秩序への危険に配慮して、稳健派ジェントリや長老派聖職者の要望をいれたのであり、プロテクター政権期の教会を予感させるような事件であった。

他方、国王派で主教制支持者であるとして 1646 年離職させられていたアイザック・アレン⁽⁷¹⁾ が、共和政成立後の 1649 年春からランカシャーのプレストウィッチ教区への復職を狙う活動を始めて、実質的にこの職に復帰してしまっていた。⁽⁷²⁾ 全国的な体制を固められなかった長老教会は、主教制派 Episcopalian にも乗じられたのであった。彼とマンチェスター・クラシスとの折衝は空位期末まで続き、1660 年の彼の死でやっと終止符が打たれたのであった。共和政成立直後には独立派・分派の活動が大いに活発になって長老派を悩ませ、彼らも共和政に

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

強い批判を浴びせて緊張感が強まっていた。この緊張感は共和国政府が長老教会に敵対的ではないことを示そうとしたり、長老派もしだいに共和政に順応する態度を示したことなどによつて、しだいに薄れていったように思われる。しかし本稿でとりあげた二人の自伝からみても、再び緊張感が高まる時期があるのであるが、それが1652－53年ランプ議会末期、指名議会成立の前の時期なのである。

マーティンデイルは1653年初め軍隊内の急進派の活動が活発になり、反三位一体論（ソツツィーニ主義など）を主張する者たちが出てきていることを述べており、S.イートンも自らの会衆教会での過激な傾向に悩んで、会衆に多くの質問に答えること（一種の教理問答のようなものかと想像される）を要求しているのである。⁽⁷³⁾一方ニューカムは1653年4月末ランプ議会解散直後に、一軍人が教会に現れて『軍隊の宣言』を教区民に読み聞かせるよう要求され、彼がこれを拒否するということを体験している。⁽⁷⁴⁾ランプ議会解散は、遅々として改革を進め得ぬ議会に対して、反感を強めていたクロムウェルやハリソンら軍幹部が強行したものであるが、第五王国派を中心とした軍隊内の急進的分派もこれを推進した要素として見逃せない。チェシャー・ランカシャーでも軍隊などの分派の活動によって、再び緊張感が高まる状況が生まれていたのであった。

長老教会の教区聖職者に最も強い緊張を強いていたのは、教区教会における礼拝を誤ったものとして激しく攻撃したクエイカーの活動であったように思われる。本稿でとりあげている二名の長老派聖職者も、1650年代半ばのプロテクター政権期には、その攻撃の矢面に立たされる経験をするのであるが、⁽⁷⁵⁾この1653年までには、すでにこの地域でクエイカーの活動が始まっていた筈であるが、二人の自伝にはこの時期の記述はない。

この1653年頃の再び緊張感の強まった不安定な時期に、この二人は自分なりに牧会の努力で対応しているのである。マーティンデイルがとった方法はかなり冒険的なものであった。彼はこの頃大いに問題となっていた三位一体論について教区民に自由に各自の考え方を書かせた上で、それに解答を与えるような教理問答的な著作『時代の毒に対する解毒剤』と題する書物を公にしたのである。⁽⁷⁶⁾このやり方については教理上の微妙な問題について教区民に考えを述べさせたこと、私的の教理問答とも言うべき書物を書いたことについて、近隣の聖職者から批判も出たが、⁽⁷⁷⁾会衆に最初から自分の考えを押しつけるのではなく、教区民が疑問に思っている点を探って行こうとする彼なりの努力があらわれているとみてもよいように思われるのである。

一方ニューカムは1653年秋から教区民に各自の週毎の状況を自己点検する10項目の問答を用意して、そうした習慣を身につけるように説得して牧会に活かして行くようにした。⁽⁷⁸⁾こ

れもピューリタンが重視する自己点検を定着させることで、この不安定な時期に各自の信仰を確実なものにしようとする努力であった。

こうした二人の個人的な牧会の努力とは別に1653年10月チェシャーのナツフォードに州内の聖職者が集まり、相互の助言と牧会強化のために協力することが決められた。⁽⁷⁹⁾ これがチェシャー任意連合組織 Cheshire Voluntary Association であり、こうした動きは R. バクスターを中心にウースターシャーで前年から進められており、続く数年間にイングランドの10数州に拡大していったものであった。⁽⁸⁰⁾ ニューカムは＜クラシス連合組織＞ classical association と呼んでおり、この組織は彼が説教したナツフォードの＜説教訓練＞ Exercise のおりに発足したのであった。このことからこの組織はチェシャーでは十分には組織されなかった長老教会のクラシス組織に代わるものと考えられていたこと、今一つ北部ヨーク大主教管区ではエリザベス時代以来ずっと続けられてきた＜説教訓練集会＞ Preaching Exercises⁽⁸¹⁾ を基礎に結成されたものであることがわかる。

このチェシャーの任意連合組織では長老 elders の選出を行っていることがやや珍しい点である。⁽⁸²⁾ この組織は洗礼・聖餐などの規定の検討、教会規律維持のための協議、叙任を行うことを目的としており、⁽⁸³⁾ 独立派も多少参加していると推測し得る記事をマーティンデイルがのせている。⁽⁸⁴⁾ また彼はランカシャーのゴートン在職中に体験した本来の長老教会のクラシスが権威をもって各個教会を指導・監督するものであったのに比べて、この組織は自らの意思で集まって相互に助け合うので、権威的な指導がないことに大い好感をもっている。⁽⁸⁵⁾ こうした組織がなぜこの時期に結成されたかについては、ニューカムが重要な証言を残している。彼は「国家的聖職者制 national ministry が（議会の）投票で否決されるような…最も暗い時期に」この計画が始まって教区聖職者に希望を与えていると指摘している。⁽⁸⁶⁾ ニューカムの情報にはやや不正確な点があり、国家的（公的）聖職者制の新しい案が否決されたのは、彼が書いた1653年10月20日以前ではなく同年12月10日であったが、10月初旬に議会で公的聖職者制を強く非難・攻撃する演説があり、これがやや誤って伝えられたのではないかと推測される。⁽⁸⁷⁾ この頃本来は長老教会制こそが国家的（公的）聖職者制であるべき筈であったが、その体制が十分に確立されぬまま共和政期には独立派や分派が体制外に勢力を増していた。そうした状況の中で独立派や一部の分派をも包摂する公的聖職者制の新しい案がJ. オウエンらの独立派聖職者によって構想され、⁽⁸⁸⁾ 議会にも提案されたが十分の一税問題と絡んで票決されたため、12月に僅差で否決されたのであった。議会の討論でも急進派から教区制を基礎とした公的聖職者制への非難があったので、ニューカムの危機感は誤りではなかったし、全国の長老派ないし稳健主教制派が危機感をもったのも当然であった。この頃全イングランドで展開さ

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

れた任意連合組織の動きの背景に、この危機感があったとみてよいであろう。

一度は指名議会で否決された公的聖職者制の新しい案は、プロテクター政権下で復活されて制度として定着し、その時期のやや幅の広い公的聖職者の承認、彼らの公的扶養の基礎となつた。一方任意連合組織はその後も主として教会規律の向上、そのための教理問答の励行や地域における聖職者の叙任などの活動を続けるのである。

本稿は当初プロテクター政権期から王政復古にいたるまでの時期の考察を予定していたが、紙幅が尽きたため全体の結論的考察を次稿に譲らざるを得なくなった。しかし二つの自伝を中心としたここまでの一考察でも、議会制定法に基づく長老教会体制が様々の障害にあってきわめて不完全にしか設立されず、共和政期には設立推進は全く停止しまったこと、そうした状況で自発的な任意連合組織がその欠を補う形で結成されて行ったこと、独立派や一部の分派も加えた公的聖職者制の新しい案が検討されていたことなどを示し得たかと思う。またニューカムが長老教会体制に特に批判を示していないのに比べて、マーティンデイルはその体制の中に居ながら、様々な点でその体制に批判的な見解を述べていることも指摘できたのではないかと思っている。次稿ではプロテクター政権期、王政復古後の教会の状況を二人の自伝を通して検討し、結論的考察をまとめたいと考えている。

註

- (1) Morrill, J.S., *Cheshire 1630–1660: County Government and Society during the English Revolution*, Oxford U.P., 1974, pp. 17–18.
- (2) Blackwood, B.G., *The Lancashire Gentry and the Great Rebellion 1640–60*, Chetham Society, 1978, pp. 27–28.
- (3) Morrill, *op. cit.*, p. 18.
- (4) Richardson, R.C., *Puritanism in north-west England: A regional study of the diocese of Chester to 1642*, Manchester U.P., 1972, pp. 8–12.
- (5) この二人の自伝は下記のように19世紀にチャタム協会から刊行されている。
 - ①Martindale, A., *The Life of Adam Martindale written by himself*, (ed., by Parkinson, R.,) Chetham Society, 1845.
 - ②Newcome, H., *The Autobiography of Henry Newcome*, (ed., by Parkinson, R.,) Chetham Society, 1852.
- (6) Nuttall, G.F., “Congregational Commonwealth Incumbent”, *Transactions of Congregational Historical Society*, Vol. 14, 1929, pp. 155–67.
- (7) 拙稿「R. バクスターは長老派か？——イギリス革命期の長老派の定義の問題」『川村学園女子大学研究紀要』第4巻 第1号, 1993年, pp. 13–32.
- (8) Shaw, W.A., *A History of English Church during the Civil Wars and under the Commonwealth 1640–60*, 2 vols. Longman Green, 1900, pp. 373–446.

- (9) Martindale, *op. cit.*, pp. 24–28.
- (10) Newcome, *op. cit.*, pp. 5–6.
- (11) Martindale, *op. cit.*, pp. 28–34.
- (12) Newcome, *op. cit.*, pp. 7–8.
- (13) 第七代 Derby 伯 James Stanley (1607–51)。この Derby 伯家はランカシャー、チェシャーの実質的支配者でマン島では国王とさえ自称していた。1651年まで頑強に議会側に抵抗したため、同年処刑された。以上 Dictionary of National Biography (以下 D.N.B. と略記) による。
- (14) Martindale, *op. cit.*, pp. 31–34.
- (15) Blackwood, *op. cit.*, p. 49, p. 52. <カトリックへの恐怖>が周辺住民のマンチェスター防衛への団結をもたらしたとしている。
- (16) Newcome, *op. cit.*, pp. 7–8.
- (17) Rupert 王子は、ファルツ選帝侯フリードリヒ5世とその王妃エリザベート（ジェイムズ1世の娘エリザベス）の第三子、チャールズ1世の甥で内戦期に国王軍に参加するためイギリスに来て、国王軍の司令官の一人として活躍した。
- (18) Martindale, *op. cit.*, pp. 40–41.
- (19) *Ibid.*, pp. 45–46, pp. 49–53.
- (20) *Ibid.*, pp. 58–60.
- (21) Newcome, *op. cit.*, pp. 9–10.
- (22) ウェストミンスター宗教会議における長老派・独立派の論戦は、すでに1643年秋の開会直後からおこっており、その和解・調停を図る委員会も二度にわたって設置されたが、1646年までこの会議で多数をしめる長老派の意向に従って、長老教会設立の議会法令が制定され独立派には不満が残っていた。しかしクロムウェルらの提案で、設立予定の教会体制に服従し得ない者たちの<良心の自由>を守る指示「和解の指示」も、1644年9月に出されていた。Shaw, *op. cit.*, Vol.I. pp. 160–205.
- (23) Samuel Eaton (1596–1665) はケンブリッジ卒業後1620年代後半に聖職についたが、ロード体制の抑圧を嫌って一度新大陸に渡ったが、1640年帰国してチェシャーのダキンフィールドでその地のジェントリの支援を得て独立派会衆教会を設立していた。
- (24) Richard Hollinworth (1607–56) はケンブリッジ卒業の聖職者で、論戦当時はマンチェスターの共住聖職者聖堂 Collegiate Church の聖職者であった。
- (25) Martindale, *op. cit.*, pp. 61–63.
- (26) John Wigan (D.N.B. にないため生没年不詳) 1640–50年代聖職者となったが、教区民に会衆教会の方式を採用させた。後にマンチェスター共住聖職者聖堂内に自らの会衆教会礼拝堂を設けた。後に軍人にもなった。Martindale, *op. cit.*, p. 61, p. 74.
- (27) Martindale, *op. cit.*, pp. 70–71.
- (28) 批判の6点は、Martindale, *op. cit.*, pp. 66–67. 協調の期待は、*Ibid.*, p. 70.
- (29) Thomas Goodwin らは1643年末『弁明の言葉』An Apologetical Narration を出版し、翌44年1月ウェストミンスター宗教会議にも提出した。自らの立場を<分離主義と長老教会主義の中道>として、国家教会体制の中でも共存し得ると弁明した。
- (30) Richard Heyrick (1600–67) オクスフォード卒業の聖職者で、マンチェスター共住聖職者聖堂のWarden をつとめ、ランカシャーの長老教会設立に活躍したが、「主教制派的長老派と独立派」episcopall presbyterians and independents が各々の道を進んで協力し得ると説教したと言われている。Martindale, *op. cit.*, p. 63. 王政復古後も復活した主教制国教会の職にとどまった。

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

- (31) John Angier (1604–77) Martindale, *op. cit.*, p. 63. および Heywood, O., *Life of John Angier of Denton*, (ed. by Axon, E.) Chetham Society, 1937.
- (32) Martindale, *op. cit.*, p. 68.
- (33) Shaw, W.A., ed., *Minutes of the Manchester Presbyterian Classis*, 2 vols., Chetham Society, 1890, (以下 [Manchester Minutes] と略記) Vol. I. p. 19.
- (34) *Ibid.*, pp. 44–45. および Martindale, *op. cit.*, pp. 67–68.
- (35) Martindale, *op. cit.*, pp. 71–72.
- (36) *Ibid.*, p. 68, および [Manchester Minutes] p. 48, p. 51. Angier が彼に出席するように説得し、出席しないと譴責をうけると警告もした。
- (37) Heyrick は彼に勤務先を変えてはどうかと助言し, Angier はなるべく Gorton にとどまって解決を図るよう忠告した。いずれも Martindale, *op. cit.*, pp. 68–69.
- (38) *Ibid.*, pp. 77–81. 彼の就任そのものに反対したのは他の候補者を推すキンダートン卿 Peter Venables とその一派の者たちであった。Venables はこの教区のパトロンであり, この Peter はチェシャーの下院議員も務めた実力者であったが, この頃は国王派への加担の故に, そのパトロンとしての権利は停止されている筈であった。
- (39) Newcome, *op. cit.*, p. 11. および Mainwaring のチェシャーにおける活動については Morrill, *op. cit.*, p. 215.
- (40) Morrill, *op. cit.*, p. 264. ここで典拠となる史料は示されていない。別に Shaw, *op. cit.*, Vol. II. Appendix 3 b ではニューカムの叙任の事例が示されているのみ。
- (41) 1633年からカンタベリ大主教であった Laud のいわゆる Innovation を支持した者たち。儀式・聖礼典や教会を神聖化し, これに服従しない者を抑圧し, アルミニウス派と呼ばれることがあるが, 厳密にはアルミニウス主義者ではないとされている。1630年代国教会の実権を握っていたが, 国教会内にもこの一派に同調せぬ聖職者もいた。
- (42) Sir William Brereton (1604–61) Cheshire における議会軍司令官。彼の活動については Morrill, *op. cit.*, *passim*. 彼が政治上の独立派を補欠選挙で議会に送り込むことに努力した点については Underdown, D., "Party Management in the Recruiter Election, 1645–8," *English Historical Review*, no. 83, 1968, pp. 252–53.
- (43) Morrill, *op. cit.*, pp. 52–53.
- (44) Sir George Booth (1622–84) 1659年 free Parliament を要求する蜂起をおこし, 敗北して捕らえられたが, まもなく釈放。王政復古後に Baron Delamere として授爵。
- (45) John Ley (1583–1662) Chester 大聖堂の参事会員 prebendary であったが, 内戦勃発直後から議会側の立場にたち, ウエストミンスター宗教会議の代表にもなった。
- (46) Alexander Rigby (1594–1650), John Moore (D.N.B. になく生没年不詳) の二人はランカシャー下院議員で議会軍の指揮にも活躍。Moore 連隊には一時マーティンデイルが書記兼従軍牧師として勤務。Moore はランカシャー唯一の「国王殺し」 regicide 議員。
- (47) この書物は独立派・分派への攻撃というよりも, 執拗に統編を重ねた誹謗・中傷というべき作品で, Thomas Edwards (1599–1647) は強硬な長老派である。
- (48) この状況については筆者もかつて整理を試みた。拙稿「長老派聖職者の反<寛容>, 反<人民協約>運動の展開」, 『専修人文論集』, 専修大学学会, 1981, pp. 55–86.
- (49) *The Harmonious Consent of the ministers of the Province within the County Palatine of Lancaster*, 1648, Thomason Collection (以下 T.C. と略記) T.C.E. 434 (7).

- (50) An Attestation of the Testimony resolved on by the Ministers of Cheshire, 以下に引用 Urwick, W., *Historical Sketches of Nonconformity in the County Palatine of Chester*, Manchester, 1864, pp. xxv–xxvi.
- (51) Carlson, L. H., “A History of the Presbyterian Party from Pride’s Purge to the Dissolution of the Long Parliament,” *Church History*, xii, 1942, pp. 83–122.
- (52) この時期の長老派の反共和政・反寛容の主張については、下記の二文書が代表的。① Essex Watchmen’s Watchword, 1649. 2., T.C.E. 546 (11) ② The Paper called the Agreement of the People taken into consideration … Resolved in the Negative by the Ministers of Christ in the Province of Lancaster, 1649. 3. T.C.E. 546 (27)
- (53) Newcome, *op. cit.*, p. 13.
- (54) Martindale, *op. cit.*, pp. 77–87. はこの障害の解決の叙述が中心である。
- (55) 註 (38) 参照。
- (56) 以上 Manchester Classis におけるこの問題の審議過程は、[Manchester Minutes] Vol. II. pp. 93–96, pp. 111–12, pp. 115–16.
- (57) Martindale, *op. cit.*, pp. 85–86.
- (58) *Ibid.*, p. 85. 表題は “Divinity Knots unbound” という著作で、反律法主義・再洗礼主義に陥らぬよう にという警告の内容であるとのことであるが、筆者は未見であり、British Library 所蔵とされている この著作は、今後の研究課題である。
- (59) その文言は ‘To be true and faithful to the Commonwealth as then established without a King or House of Lords’ である。Martindale, *op. cit.*, p. 92.
- (60) Carlson, *op. cit.*, pp. 105–06.
- (61) Martindale, *op. cit.*, pp. 92–98.
- (62) Newcome, *op. cit.*, p. 24.
- (63) *Ibid.*, pp. 20–21.
- (64) Thomas Birch (D.N.B. にないため生没年不詳) 内戦期に議会軍軍人として活躍、R. Duckenfield などと共に独立派・分派を支援していた。この権利証書奪取は Halley, R., *Lancashire: Its Puritanism and Nonconformity*, Tubbs & Brook, 1872, pp. 281–82. にのみ叙述されていて、史料の典拠は示されていな い。
- (65) Martindale, *op. cit.*, pp. 104–05.
- (66) Newcome, *op. cit.*, pp. 35–36. Barret については Morrill, *op. cit.*, p. 207, p. 266.
- (67) Martindale, *op. cit.*, pp. 105–07.
- (68) Garrison については Newcome が叙述している ‘the soul within a man was God’ が彼の考え方であると すると、筆者はクエイカーかと考えているが Morrill は ‘Socinian’ としている。Morrill, *op. cit.*, p. 275. なお検討を要する点である。
- (69) 総督 Smith, 説教者 Sclater はいかなる人物か、今回の研究では明らかにできなかった。今後、筆者が 研究すべき点である。
- (70) Newcome, *op. cit.*, pp. 37–39. Morrill, *op. cit.*, p. 278.
- (71) Isaac Allen (1595–1660) D.N.B. にはないが、[Manchester Minutes] Vol. III. の末尾の Lancashire Ministers の項にかなり詳細な叙述がある。オクスフォード卒業後 1619 年この地の Oldham の聖職につき 1632 年 Prestwich の聖職に移ったが、1646 年議会側によって離職させられていた。
- (72) [Manchester Minutes] Vol. II. p. 109, p. 111, p. 116. および Martindale, *op. cit.*, p. 75. 編者 Parkinson は Allen が共通祈祷書による礼拝を続けたことを述べている。

長老派聖職者の二つの自伝を中心にみた17世紀半ばのイングランド北西部二州の宗教状況（I）

- (73) Martindale, *op. cit.*, p. 110.
- (74) Newcome, *op. cit.*, p. 44.
- (75) Martindale, *op. cit.*, pp. 114–17.
- (76) *Ibid.*, pp. 110–11. 彼の著作は“An Antidote against the Poyson of the Times”であるが、残念ながら現存していないようである。
- (77) Martindale, *op. cit.*, pp. 111–12.
- (78) Newcome, *op. cit.*, p. 45. 個々の質問は、第五項「今週の一番大きな自分の罪は何であったか」第八項「今週自分は何を学んだか」第九項「今週自分はどんなことを決心したか」などである。
- (79) Martindale, *op. cit.*, p. 112. Newcome, *op. cit.*, p. 46. Martindaleは9月にそのその準備会が行われたことも述べている。
- (80) Shaw, *op. cit.*, Vol. II. pp. 440–56. および、拙稿「イギリス共和政期の教会統合をめざす動き——任意連合組織Voluntary Associationの動向を中心に——」『史苑』立教大学史学会, No. 50–1, 1990, pp. 6–26.
- (81) 説教訓練集会の問題でエリザベス1世とカンタベリ大主教グリンダルが対立し、彼の南部管区ではそれが禁止されたが、北部ヨーク大主教管区ではカトリック勢力に対抗するためその存続が認められた。八代崇「エドマンド・グリンダル：エリザベス1世への返書」『宗教改革著作集』イギリス宗教改革II, 教文館, 1986年, pp. 129–42, pp. 408–09. 拙著『エリザベス1世』講談社(現代新書), 2000年, pp. 164–69.
- (82) 長老選出については、Martindale, *op. cit.*, p. 114. およびNewcome, *op. cit.*, p. 46 R. BaxterがWorcestershireで始めた組織には長老はなかったが、Cambridgeshireの組織には長老があった。Shaw, *op. cit.*, pp. 454–56, pp. 440–41.
- (83) Martindale, *op. cit.*, pp. 117–18.
- (84) *Ibid.*, p. 114, pp. 117–18. 独立派はクラスの協議に参加したが、長老選出には様様の注文をつけて、その選出が1655年7月まで延びたとしている。
- (85) *Ibid.*, p. 112.
- (86) Newcome, *op. cit.*, p. 46.
- (87) 指名議会でJ. Erbury, Wm. Websterが公的聖職者制に反対する演説を行った。以上主にWoolrych, A., *Commonwealth to Protectorate*, Oxford U.P., 1982, pp. 333–34.
- (88) 拙稿「1653年の<謙虚な提案>Humble Proposalsをめぐる諸史料——イギリス共和政期の独立派による国家教会の構想——」『駒沢史学』No. 47, pp. 81–102. および拙稿「クロムウェルの教会構想——プロテクター政府の下の教会体制を中心について——」田村秀夫編著『クロムウェルとイギリス革命』聖学院大学出版会, 1999年, pp. 36–64.